# 地方版図柄入りナンバープレート「奈良ナンバー図柄デザイン」使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別記地方版図柄入りナンバープレート「奈良ナンバー図柄デザイン」(以下「図柄デザイン」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用の申請)

- 第2条 図柄デザインを使用しようとする者は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ知事の承認を 受けなければならない。
  - (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
  - (2) 国、奈良県及び県内市町村が使用する場合
  - (3) その他知事が特に承認を要しないと認めた場合
- 2 前項の承認を受けようとする者は、図柄デザイン使用申請書(第1号様式)に次に掲げる書類 を添えて、知事に提出しなければならない。
  - (1) 申請者の業態及び事業内容が分かる会社概要等の資料
  - (2) 図柄デザインの使用状況が分かる完成見本等
  - (3) その他知事が必要と認める書類

(資格要件)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、申請できない。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲 げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
  - (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用承認基準)

- 第4条 知事は、第2条第2項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が図柄デザインの普及又は奈良県の観光及び地域振興に寄与すると認めるときは、使用を承認すること(以下「使用承認」という。)ができる。
- 2 知事は、使用承認を行う場合において、条件を付することができる。
- 3 知事は、使用承認を行ったときは、図柄デザイン使用承認書を申請者へ交付する。

(使用承認の制限)

- 第5条 図柄デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事はこれを承認しないものとする。
  - (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
  - (2) 奈良県又は県内市町村の信用又は品位を傷つけ、図柄デザインの正しい理解の妨げとなるお

それのある場合

- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (5) 奈良県又は県内市町村が行う事業等の推進に支障をきたすおそれがある場合
- (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (7) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
- (8) 図柄デザインの使用によって、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) 図柄デザインのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (10) 図柄デザインの著しい変形に当たると認められる場合
- (11) 使用申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
- (12) その他図柄デザインの使用が適当でないと認める場合

(使用料)

第6条 図柄デザインの使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第7条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 承認された使用内容のみに使用をすること。
  - (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、カラー写真等を提出すること。
  - (3) 使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
  - (4) 商標登録出願を行わないこと。
  - (5) 知事が、図柄デザインの使用状況等について報告を求め、又は調査する場合は従うこと。

(承認内容の変更等)

- 第8条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ図柄デザイン使 用承認内容変更申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、図柄デザイン使用承認内容変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、 適当と認めるときは、これを承認し、図柄デザイン使用変更承認書を交付する。

(使用期間)

- 第9条 図柄デザインの使用承認の期間は、原則として2年以内とする。
- 2 前項の使用期間終了後、引き続き図柄デザインを使用しようとする者は、改めて第2条第2項 の規定による申請を行い、知事の承認を受けなければならない。

(承認の取消し等)

第10条 知事は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認を取り消し、使用者に

対し、使用物件等の回収等の措置を求めることができる。この場合、使用者は、承認取消の日から図柄デザインを使用することはできないものとする。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他図柄デザインの使用継続が不適当であると認められた場合
- 2 知事は、前項の規定による使用承認の取消し及び使用物件等の回収等の措置により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

#### (使用の非独占性等)

第11 条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等、独占してデザイン等を 使用する権利を付与し、又は、商品、使用者等について県が推奨するものではない。

## (経費等の負担)

第12条 知事は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務 を負担しない。

## (損失補償等の責任)

- 第13条 知事は、使用承認に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、図柄デザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに 対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、図柄デザインの使用に関して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

#### (情報の公開)

第14 条 知事は、図柄デザインの幅広い使用促進を図る観点から、使用承認の状況等について情報 を公開することができる。

#### (事務)

第15 条 この要綱に関する事務は、県土マネジメント部リニア・地域交通課が行う。

#### (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、図柄デザインの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成30年10月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 【別記】 地方版図柄入りナンバープレート「奈良ナンバー図柄デザイン」

〈フルカラー〉



〈モノトーン〉

